



消費生活だより



今回の
トラブル

店舗内で勧誘された契約は よく考えてから！

～ウォーターサーバーのレンタル契約だと思ったら、購入契約になっていた事例～



スーパーのイベントスペースで、ウォーターサーバーがお得と勧誘されたので、レンタルだと思い契約をした。帰宅後に契約内容を確認すると購入契約になっていた。クーリングオフができるだろうか。



POINT



- ・勧誘された場所や状況によっては、訪問販売にあたり、クーリングオフできる場合もあります。
- ・契約前に契約内容と契約相手について十分に確認しましょう。
- ・急かされてもひと呼吸、落ち着いて判断しましょう。
- ・クーリングオフ期間が過ぎても業者の説明が不十分であったり、虚偽があったりした場合取り消しを求めることも可能です。
- ・困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市内在住の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

